

令和2年1月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年1月10日(金)、午前9時30分 久留米市商工会館 5階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
8番	緒方 義範 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
22番	馬渡恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

田中 文 委員、松延 洋一 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、総会にあたりまして、報告いたします。

本日は田中 文 委員、松延 洋一 委員の方から欠席の報告を受けております。そうしまして、現時点で現委員数 23 名中 21 名の出席があっておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長お願いいたします。

議長 皆さん、新年あけましておめでとうございます。

それでは、ただいまより 1 月の農業委員会総会を開催いたします。

第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 1 ページをお願いいたします。

第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転

東部地域 1 番から 2 ページ 6 番までの 6 件です。

2 ページをご覧ください。

西部地域 7 番から 10 番までの 4 件です。

3 ページをお願いいたします。

賃借権設定

西部地域 11 番、12 番の 2 件です。

使用貸借権設定

東部地域 13 番 1 件です。

4 ページをお願いいたします。

西部地域 14 番、15 番の 2 件です。

なお、3 ページの審議番号 11 番につきましては、耕作面積の下限を満たしておりませんが、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められる場合には、

例外とするとされており、今回の申請は、ハウスでイチゴを栽培するものであり、経営が集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。

以上、審議番号 1 番から 15 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準について、審査会において説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号 11 番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をいたします。よろしくお願ひします。

担当委員 はい、それでは、西部審査会より報告いたします。
審議番号 11 番の案件について、12 月 24 日に担当農業委員と担当推進委員、事務局職員において、ヒヤリングを実施いたしましたので、報告をいたします。
申請人の*****の主たる農業従事者は取締役の*****ですが、現在、国分町に住んでおり、今回、荒木町藤田の農地を借り受けて、農業を始める予定です。
*****の年齢は 45 歳です。
なお、農地の所有者である*****は、法人の代表取締役の*****のおじにあたるとのことでした。
営農計画は、ハウスにてイチゴを栽培する計画となっております。
農業経験は、大木町で 2 年間栽培の経験があるとのことでした。
就農後の相談相手は、イチゴの高設栽培設備を取り扱う、八女市の*****により指導を仰ぐことになっております。
農機具については、動力噴霧器を既に所有されております。
ヒヤリングを実施した結果、本人のやる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。
また、ヒヤリング結果について、12 月 26 日の西部審査会へ報告を行い、問題は無いと判断されております。
以上、審議番号 11 番について、報告を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員 今の 11 番の説明の中で*****の年齢と耕作面積が 1,954 m²で、経営が成り立

つのかということ、まずお伺いたします。

事務局 はい、事務局よりお答えいたします。

代表取締役の*****は、生年月日が昭和 39 年生まれでありまして、年齢が 55 歳となっております。

その面積で経営が成り立つのかというところですが、先ほどの説明でありましたように、*****による高設栽培ということで、収益・栽培が一定量確保できるということ、こちらの*****は、果物などの卸しをしている*****という事業者が株式の大半を取得されているような状況でありまして、出荷先が*****を通じて、*****など、出荷先も確保できているような状況になっているということです。ある一定の経営は成り立つものと判断いたしているところでございます。説明は以上です。

議長 よろしいですか？

委員 今後、今の面積から拡大するという、考えは持っておりますか。

事務局 回答いたします。

ここの農地が荒木町藤田の農地でございまして、隣接する農地を借受けしてもらえないかという話がすでに来ているとのこと。ただし、隣接する農地は、広川町の農地ということになっていきますので、拡大するには、広川町の農地の取得になるというお話もされておりました。以上です。

委員 ありがとうございます。

議長 はい、それでは、他にございませんか。

それでは、他にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

ただいまから採決にうつります。

「第 1 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第 1 号議案」は、可決されました。

つづきまして、第 2 号議案 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議

題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 5 ページをお願いいたします。

第 2 号議案 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1 番から 3 番までの 3 件です。

1 番 申請地 草野町草野 畑 801 m²、

申請理由 申請地に太陽光発電設備を設置するものです。

2 番 申請地 田主丸町志塚島 畑 347 m²、

申請理由 申請地に自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3 番 申請地 田主丸町志塚島 畑 37 m²、

申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域 4 番の 1 件です。

4 番 申請地 荒木町今 畑 212 m²、

申請理由 申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番に報告をお願いいたします。

東部審査会 はい、それでは、東部審査会からまいります。

審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 1 番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、筑後草野駅から南西へ約 800 メートル、草野小学校から北東へ約 430 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、第 1 種農地および第 3 種農

地のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下と北側の溜め桝を通じて道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除については、既存のコンクリートブロックの利用と、南側にフェンスを設置する計画となっています。

つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、川会小学校から南東へ約900メートル、田主丸総合支所から西へ約2.1キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の溜め桝を経由して西側水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて西側水路へ排水されます。

被害防除につきましては、周囲と土地の高さをあわせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

今回、審議番号2番の農地に住宅を建てるにあたり調査をしたところ、既存の家が農地にはみ出して建築してしまったということで、始末書付きの申請となっています。

申請地は、川会小学校から南東へ約900メートル、田主丸総合支所から西へ約2.1キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業ですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内の溜め桝を経由して西側水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて西側水路へ排水されます。

被害防除につきましては、土留めにより、土砂の流出を防いでいます。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程、よろ

しくお願いいたします。

西部審査会 つぎに、西部審査会から報告いたします。
審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーも 4 番です。
転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、
すでに施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。
申請地は、荒木小学校から南へ約 1.6 キロメートル、JR 西牟田駅から北西へ約 1 キロメートルのところに位置しています。
農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、自然流下で西側の道路側溝へ排水します。
汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、西側の道路側溝へ排水します。
被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画になっております。

この申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。
以上、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、お願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。

「第 2 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第 2 号議案」は、可決されました。

つづきまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、6ページをお願いします。

第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から7ページ5番までの5件です。

1番 申請地 田主丸町秋成 畑 97 m²、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 田主丸町常盤 畑 432 m²、

申請理由 申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

3番 申請地 田主丸町船越 田 2筆計 2,067 m²、

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(6戸)を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7ページをお願いします。

4番 申請地 北野町今山 田 2筆計 1,611 m²、

申請理由 申請地を取得し、宅地分譲(7区画)として利用するものです。

5番 申請地 北野町金島 畑 2筆計 640 m²、

申請理由 申請地を取得し、宅地分譲(2区画)として利用するものです。

西部地域 6番から8ページ10番までの5件です。

6番 申請地 荒木町白口 田 241 m²、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

7番 申請地 大善寺町宮本 田 333 m²、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いします。

8番 申請地 藤山町 畑 328 m²、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

9番 申請地 三潞町草場 田 468 m²、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番 申請地 三潞町田川 田 1,581㎡、

申請理由 申請地を取得し、宅地分譲(6区画)として利用するものです。

なお、6ページ審議番号3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

東部審査会 はい、それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸総合支所から東へ約1.8キロメートル、船越小学校から南西へ約640メートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたします。
雨水排水につきましては、南側譲渡人の自宅敷地内にある既存の埋設管を通じて西側道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて同じく南側譲渡人の自宅敷地内にある既存の埋設管を通じて西側道路側溝へ排水されます。

被害防除については、コンクリートブロック設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸総合支所から北東へ約1キロメートル、船越小学校から西へ約1.6キロメートルのところに位置します。

農地区分については、田主丸総合支所から1キロメートル以内(宅地化率43.86パーセント以上)にある農地ですので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜め枿を通じて、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて東側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックの設置により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 7 番です。転用目的は、建売住宅(6 戸)を建築するものです。

申請地は、船越小学校から東へ約 580 メートル、水縄小学校から北東へ約 3.2 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜め枡を通じて新設する東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて新設する東側の道路側溝へ排水されます。

被害防除については、コンクリートブロック設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 8 番です。転用目的は、宅地分譲(7 区画)として利用するものです。

申請地は、北野総合支所から北西へ約 570 メートル、西鉄古賀茶屋駅から北東へ約 1.2 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、用途地域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜め枡を通じて東側道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、東側下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーは 9 番です。転用目的は、宅地分譲(2 区画)として利用するものです。

申請地は、大城駅から南西へ約 110 メートル、大城小学校から北へ約 470 メートルのところに位置します。

農地区分については、用途地域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜め枡を通じて北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて北側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計

画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。以上、5件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

西部審査会 はい、それでは、西部審査会から報告いたします。

審議番号6番について、説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、荒木駅から西へ約400メートル、白鳥保育園から南へ約500メートルのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め枒を経由して、北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号7番について、説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、筑邦西中学校から南西へ約400メートル、大善寺小学校から北へ約600メートルのところに位置しています。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枒を経由して南側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設する市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号8番について、説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、青陵中学校から南へ約300メートル、久留米工業大学から東へ約600メ

メートルのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メートル以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め枳を經由して北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、L型擁壁およびコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号9番について、説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀧小学校から西へ約1.8キロメートル、城島総合支所から北東へ約1.6キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、第3種要件および2種要件に該当せず、特定土地改良事業の施行の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枳を經由して東側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号10番について、説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、宅地分譲(6区画)を行うものです。

申請地は、三瀧総合支所から北へ約100メートル、三瀧小学校から南東へ約600メートルのところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する道路の側溝を經由して、西側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。
以上、5件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、
書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろ
しく願います。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
「第3号議案」に、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第3号議案」は、可決されました。

なお、審議番号3番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、第4号議案 「非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、9ページをお願いします。
第4号議案 「非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたし
ます。

西部地域 1番1件です。

1番 申請地 大善寺町宮本 畑 561㎡、現況 宅地

証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過
しているものです。地図ナンバーは15番です。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
第4号議案 「非農地証明について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第4号議案」は、可決されました。

つづきまして、第5号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10ページをお願いいたします。

第5号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番 申請人 小森野3丁目 ****、経営面積 4,646㎡、
農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は、市の青年等就農計画認定者であり、
新規就農者と認められた方となります。

経営面積が178アールの基準を満たしてはおりませんが、農業委員会が定める基準面積の特例に「権利を取得させるべきものが新規就農者である場合」とあり、今回の申請者は、その特例に該当するものです。

2番 申請人 三瀧町生岩 **** 代表理事 ****、
経営面積 513,077㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

「第5号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第5号議案」は、可決されました。

つづきまして、第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、11ページをお願いいたします。

第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

第1区 1番、2番の2件です。

1番 所在地 宮ノ陣町若松 田 3筆計 8,993 m²、推進機構への売渡しとなります。

2番 所在地 安武町武島 田 4,646 m²、推進機構への売渡しとなります。

第2区 3番から12ページ5番までの3件です。

3番 所在地 田主丸町恵利 田 947 m²、推進機構からの買入れとなります。

4番 所在地 田主丸町地徳 田 286 m²、推進機構からの買入れとなります。

12ページをお願いいたします。

5番 所在地 田主丸町地徳 田 1,055 m²、推進機構への売渡しとなります。

第3区 6番、7番の2件です。

6番 所在地 北野町大城 田 2筆計 2,757 m²、推進機構への売渡しとなります。

7番 所在地 北野町大城 畑田 4筆計 3,288 m²、推進機構への売渡しとなります。

第4区 8番から13ページ10番までの3件です。

8番 所在地 城島町下青木 田 2筆計 2,055 m²、推進機構からの買入れとなります。

13ページをお願いいたします。

9番 所在地 城島町西青木 田 2筆計 7,864 m²、推進機構からの買入れとなります。

10番 所在地 城島町六町原 田 4,795 m²、推進機構への売渡しとなります。

第5区 11番、12番の2件です。

11番 所在地 三潞町西牟田 田 994 m²、推進機構への売渡しとなります。

12番 所在地 三潞町生岩 田 3筆計 6,272 m²、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から12番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。

「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第6号議案」は、可決されました。

よって久留米市長あて、通知いたします。

つづきまして、第7号議案 「久留米市地域農業振興計画の変更について」でございますが、次の第8号議案 「久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連した案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、14 ページをお願いいたします。

第7号議案 「久留米市地域農業振興計画の変更について」、久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

こちらの案件については、土地改良事業の受益地であり、通常8年以上経過していないと除外できませんが、各区域の地域農業振興計画に即したものであれば、除外は可能となります。

まず、第7号議案 「地域農業振興計画において」で変更した後、次に諮ります市の全体計画である、第8号議案 「農業振興地域整備計画」と併せて変更が必要となります。

1.今回変更される地域農業振興計画の内容について

①久留米市(旧久留米) 地域農業振興計画 4件です。

整備計画2 振興計画 旧久留米、資材置場を設置するものです。

申請地 山本町豊田 田 4筆計 1,778 m²を変更するものです。

地図ナンバーは17番です。

整備計画4 振興計画 旧久留米、資材置場を設置するものです。

申請地 荒木町白口 田 3筆計 2,213 m²を変更するものです。

地図ナンバーは19番です。

整備計画6 振興計画 旧久留米、分家住宅を建設するものです。

申請地 荒木町下荒木 田 626 m²の内 420.84 m²を変更するものです。

地図ナンバーは21番です。

整備計画7 振興計画 旧久留米、農業用倉庫の建設をするものです。

申請地 荒木町下荒木 田 678 m²の内 327.28 m²を変更するものです。

地図ナンバーは22番です。

2.意見(案)

当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないとするのが妥当であると考えられます。

つづきまして、15 ページをお願いいたします。

第8号議案 「久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1.今回変更される農業振興地域整備計画の内容について

整備計画は、1番から16ページ12番までの12件です。

なお、先ほど説明いたしました地域農業計画の内容については、重複になりますので割愛いたします。

整備計画1 駐車場を設置するものです。

申請地 大橋町合楽 田 817 m²を変更するものです。

地図ナンバーは16番です。

一つ飛びまして、整備計画3番 資材置場を設置するものです。

申請地 太郎原町 田 1,059 m²を変更するものです。

地図ナンバーは18番です。

一つ飛びまして、整備計画5番 自己用住宅を建設するものです。

申請地 荒木町白口 田 24 m²を変更するものです。

地図ナンバーは20番です。

16ページをお願いいたします。

二つ飛びまして、整備計画8番 資材置場を設置するものです。

申請地 荒木町荒木 田 1,365 m²の内 533 m²を変更するものです。

地図ナンバーは23番です。

整備計画9番 資材置場を設置するものです。

申請地 荒木町荒木 畑 123 m²を変更するものです。

地図ナンバーは24番です。

整備計画10番 自己用住宅の建設及び進入路を設置するものです。

申請地 田主丸町以真恵 田 1,698 m²の内 379.52 m²を変更するものです。

地図ナンバーは25番です。

整備計画11番 社会福祉施設の敷地拡張を行うものです。

申請地 北野町仁王丸 畑 141 m²を変更するものです。

地図ナンバーは26番です。

整備計画12番 工場敷地の拡張(進入路の設置)をするものです。

申請地 城島町内野 畑 55 m²を変更するものです。

地図ナンバーは27番です。

2.意見(案)

本計画の変更(案)については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われまます。

ただし、整備計画 10 番については、現在農地改良中(令和元年 6 月農地法第 4 条許可分)の為、営農状況の確認ができない場合、以後の農地転用は不許可相当とするとしております。

以上、第 7 号議案、第 8 号議案の説明を終わります。

議長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いします。

「無しの声」

それでは、質疑が無いようでございますので、質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。なお、採決にあたりましては、「第 7 号議案」、「第 8 号議案」に分けて裁決をいたします。

「第 7 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第 7 号議案」は、可決されました。

よって、久留米市長あて、通知をいたします。

つづきまして、「第 8 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第 8 号議案」は、可決されました。

よって、久留米市長あて、通知いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理通知書の撤回願について

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員 すみません。19ページの7番ですが、建売住宅(4棟)ということになっていますが、面積がちょっと少ないですが、大丈夫かなと思っているのですが。

事務局 はい、ご回答をいたします。

こちらの2筆とは別に代用地がございまして、隣接する宅地の部分と合わせたところで整地するという計画となっております。

委員 分かりました。

議長 他に質疑はございませんか。

それでは、質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

従いまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

つぎにお諮りをいたします。

本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

異議はございませんか。

「異議なしの声」

議長 はい、ご異議なしと認めます。

よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会議規則 第10条 第2項の規定により

10番 古賀 誠一 委員

23番 森崎 康洋 委員 をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。